

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部を改正する件に関する御意見の募集について

令和4年1月28日  
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省健康局難病対策課

今般、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」について、必要な規定の整備を行う予定です。

つきましては、別添の告示案の概要について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

## 記

### 1. 御意見の募集期間

令和4年1月28日（金）から令和4年2月26日（土）まで  
（郵送の場合は募集期間内の必着）

### 2. 御意見の募集対象

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部を改正する件（概要）

### 3. 御意見の提出方法

(1)電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2)郵送する場合

郵送する場合は、任意の様式に以下の事項を記載の上、以下の宛先まで御提出ください。

ア 記載事項

- (ア)「ART指針及びゲノム編集指針の改正に対する意見」
- (イ)氏名（法人・団体等の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- (ウ)住所（法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地）
- (エ)電話番号
- (オ)メールアドレス
- (カ)提出意見

a. 意見対象箇所

（記載例）改正の方針（案）（1）の②への意見

b. 意見内容

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様式としてください。（1枚1意見としてください。）

イ 宛先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課宛て

4. 御意見の提出上の注意

御提出いただく御意見等につきましては、日本語に限ります。

また、御提出いただきました御意見については、住所、氏名及び連絡先を除き、公表させていただきますことがありますので、あらかじめ御承知置きください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます場合があります。

5. 問合せ先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

・電話：03-5253-1111（内線 4985、4983）

※受付時間： 10：00～18：00（土曜、日曜、祝日を除く）